

公益財団法人広島県体育協会 専門委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人広島県体育協会定款第10章第40条に基づいて設置された専門委員会に関することを定める。

第2条 この専門委員会に、総務委員会、企画委員会、広報委員会、強化委員会、スポーツ医・科学委員会、指導者養成委員会および普及振興委員会を設ける。

第2章 委 員 会

第3条 総務委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) 定款及びその他諸規程の制定改廃に関すること。
- (2) スポーツ精神の確立、ならびにアマチュア規程に関すること。
- (3) 公益財団法人日本体育協会、都道府県体育協会連合会、友好団体に関すること。
- (4) 事務局運営に関すること。
- (5) 各種表彰、顕彰事業を実施すること。
- (6) 要請、許可、認可に関すること。
- (7) スポーツ傷害保険に関すること。
- (8) 施設の整備、運営に関すること。
- (9) 財務に関すること。
- (10) 各委員会の連絡調整に関すること。
- (11) その他、他の委員会に属しないこと。

第4条 企画委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) 県民スポーツ振興に関する事業を推進すること。
- (2) 国民体育大会に参加する広島県選手団の支援に関すること。
- (3) その他企画に関し、必要と認めること。

第5条 広報委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) スポーツに関する普及啓発を図るための広報を実施すること。
- (2) スポーツ史編さんに関すること。
- (3) 体育スポーツの資料収集に関すること。
- (4) その他広報に関し、必要と認めること。

第6条 強化委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) 国民体育大会に参加する選手の強化事業を実施すること。
- (2) ジュニア選手の育成・強化事業を実施すること。
- (3) 国際大会に関すること。
- (4) その他競技力向上に関し、必要と認めること。

第7条 スポーツ医・科学委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) スポーツ選手の健康を管理すること。
- (2) スポーツ選手へのスポーツドクター及びトレーナーの支援に関すること。
- (3) トレーニング、コーチングに関すること。
- (4) スポーツマネジメントに関すること。
- (5) その他スポーツ医・科学に関し、必要と認めること。

第8条 指導者養成委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) スポーツ指導者を育成すること。
- (2) スポーツ指導者の連携に関すること。
- (3) その他指導者に関し、必要と認めること。

第9条 普及振興委員会は、次の事項を分掌する。

- (1) 地域スポーツクラブの育成を支援すること。
- (2) 広島県民体育大会を開催すること。
- (3) 地域加盟団体連絡会議に関すること。
- (4) その他普及振興に関し、必要と認めること。

第3章 組 織

第10条 各委員会の委員は、本会役員、加盟団体役員、公認指導者、指導員および学識経験者の中から会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各委員会に委員長、副委員長を置き、委員の中から会長がこれを委嘱する。

第4章 会 議

第11条 各委員会は、それぞれ委員長が招集し、議長となる。

第12条 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第5章 補 則

第13条 この専門委員会規程は、理事会の決議を経て、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

- 1 昭和58年4月1日一部改正
- 2 昭和59年12月24日一部改正
- 3 昭和62年3月27日一部改正

4 昭和 63 年 3 月 31 日一部改正

5 平成 2 年 4 月 1 日一部改正

附 則

- 1 この専門委員会規程は、理事会の議決を経て平成 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの規程を適用する場合において、最初の委員の任期は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この専門委員会規程は、理事会の議決を経て平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この専門委員会規程は、理事会の議決を経て平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この専門委員会規程は、理事会の議決を経て平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この専門委員会規程は、理事会の議決を経て平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この専門委員会規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。